

Title	1948 年「保育要領」にみる「家庭の保育」：保育とは何か
Author(s)	田澤, 薫
Citation	聖学院大学論叢, 第 28 巻第 2 号, 2016.3 : 15 -27
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5577
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

〈原著論文〉

1948年「保育要領」にみる「家庭の保育」 ——保育とは何か——

田 澤 薫

抄 録

現在、保育制度変革のなかで、保育は単に子どもを対象とする活動から保護者支援を加えるものへと変わりつつある。保育とは何か。家庭の子育てと保育はどう関連づくのか。本稿では、「保育に欠ける」という保育所の利用要件から、「保育」が「家庭の保育」をも意味することをつかみ、「保育要領—幼児教育の手びき—」（1948年 文部省）を用いた「家庭の保育」の検討を行った。その結果、第1に、保育は施設保育に限らず家庭の保育を包含した用語であること、第2に、保育は愛情・知識・技術を要する、意識的な子どもへの関わり方を指すこと、第3に、「保育要領」における保育論は、大人に対する幼児理解と意識変革の要求が主であること、第4に、保育論では「すべての子ども」の生活が想定され、社会境遇による子育て支援とは別の論理であることが確認された。

キーワード：「保育要領」（1948年）、児童福祉法、保育、幼児理解、ヘレン・ヘファナン

1. はじめに

現在、保育をめぐる制度が大きく変わりつつある。保育新制度とよばれる2015年4月施行の子ども・子育て支援法について、内閣府は「すべての子育て家庭を支援する仕組み」と説明している。ここでは、子どもに向けた関わりである保育が、未就学の乳幼児を育てる保護者への支援に置き換えられている。私たちは、このことをどう理解したらよいのだろうか。

保育新制度に対しては、公的保育責任の後退といった批判が根強くある。そもそも、公的保育責任とは何か。保育の公的責任性は、何を背景に、どこから始まったことなのだろうか。家庭における子育ては、保育とは別なものなのか。子育て家庭を支援するための仕組みとして保育があり、子育ては保育に対峙して位置づくものなのだろうか。

筆者は、今日的課題への示唆が史的検討から得られるという認識に立って、1947年の児童福祉法（以下、法）成立とその周辺からの保育史研究⁽¹⁾に取り組んでいる。前稿では、児童福祉法の「す

べて児童」という立法理念の検討を行った⁽²⁾。この検討からは、今日の保育新制度でいわれる「すべての」子育て家庭へのサービス提供の考え方は、すでに法成立時に認められること、そして、それは「すべての」対象者に対する公的保育責任の保障というよりは誰もが制度を利用し得るという機会均等を宣言したに過ぎないとみられることが明らかになった。本稿は、それに次ぐ作業領域として、すべての子育て家庭を対象とした保育が論ぜられる際、その「保育」が何を意味しているのかを、1947年に立ち返って明らかにしようとするものである。

2. 保育の基準となる家庭の保育

法における保育所の利用要件は、最初から確立した構造をもっていた訳ではない。法が成立した1947年の時点では、保育所に関する規定は、保育所とは「日日保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育する」施設であると示されていたに過ぎない。それが、1951年の第5次法改正になって初めて、「39条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする」(下線は田澤)と、「保育に欠ける乳幼児」という、その後の保育所を特徴づけることになる文言が入ったのである。この法改正について、当時の旧厚生省は、「保育所は「保育に欠ける」児童を入所させるものであることを明らかにし、幼稚園との混同をさけるようにした」⁽³⁾と説明する。

本稿では、この「保育に欠ける」という文言に注目したい。ここでは、家庭で保育がなされないから保育所を利用するという枠組みが示されている。つまり、ここでいう保育とは「家庭の保育」に他ならない。当時、保育所を所轄した旧厚生省児童局母子福祉課の吉見静江課長は、著書『保育所の生活』のなかで「子供にとってはすべての生活経験が成長への歩みであり、努力であるといえるのであります。そして、その子供たちの努力をみまもり、これを理解して、その行く道をきり拓き、その歩みが可能なように生活の場を整えてやる事が保育であるということができるのであります」⁽⁴⁾と保育所の保育を説明するが、とりもなおさず、ここでいう「保育」は家庭の保育をも意味している。すなわち、保育とは、吉見が述べるような、生活の場を子どもたちに整えてやることの全てを指し、それは家庭をメインの提供主体としつつ、家庭で提供しきれない部分を幼稚園や保育所で補うと考えられているようである。

保育所の保育は、家庭で提供しきれない部分の保育を補うのである。そうだとすると、国が想定する「家庭の保育」が保育所の保育の基準となるだろう。有態にいえば、保育所の保育の内容は、家庭の保育の水準を超え得ないし、もし超える要素があるとすれば、それは家庭の「保育に欠ける」事象への手厚いケアであるはずだからである。

こうしたことに改めて気づかされると、国が想定した「家庭の保育」の検討は避けては通れない。そうした課題意識に立てば、1948年に旧文部省から刊行された『保育要領—幼児教育の手びき—

昭和二十二年度（試案）の検討こそが必須である。

3. 「保育要領」とは何か

法における保育所の利用要件「保育に欠ける」から翻って、「保育要領」の検討を要すると判断するには訳がある。

まず、この刊行物の概要を明らかにしておこう。「保育要領」は「手引書性格の試案」として旧文部省から1948年2月に刊行された。学校教育法施行規則（1947年5月）の75条に幼稚園の運営に関して「保育日数及び保育時数は、保育要領の基準により……」とあることを根拠として編まれたものである。「保育要領」が改訂を繰り返した先に今日の幼稚園教育要領が位置づくことを考えると、この刊行物の性格は自ずと明らかである。学校教育法施行規則の発出に先立つ1947年2月にすでに、旧文部省は、保育要領を検討するための機関として幼児教育内容調査委員会を発足させた。この委員長を務めたのが、筆者が前稿で検討対象とした倉橋惣三（1882-1955）である。委員会には、倉橋ら幼稚園関係者だけでなく、旧厚生省側の託児・保育関係者も参加しており、GHQからはCIEのヘファナン⁵⁾が加わっていた。占領下日本の国家的プロジェクトであったといえる。そこで示された内容からは、この時代の意図が読み取れるだろう。

さらに、幼稚園運営の基準として編まれたものではあるが、「家庭の保育」に関わる記述が多く含まれている。「まえがき」に「幼稚園における教師や、いろいろの施設において幼児教育に当たっている人々や家庭の母親たちは……」といった表現があり、「五 幼児の一日の生活」では幼稚園と保育所に次いで「家庭の一日」が項目として立てられている。「家庭の一日」には、「家庭の生活は幼稚園や保育所の生活と矛盾があってはならない」と記され、さらに「七 家庭と幼稚園」では「幼稚園にしても保育所にしても、いわば家庭の延長といえることができる」と、幼児の側から家庭の保育を幼稚園や保育所の保育の前提として意識的に位置づけている。つまり、「保育要領」においては、家庭の保育が幼稚園や保育所の保育の基盤として重要視されている。

幼稚園・保育所における生活の前提となり得る「家庭の保育」とは何であるのか。1948年当時国が示した考えを整理しておくことは、その後連なる保育内容の基準を考える上で不可欠な作業である。

4. 「家庭の保育」に対する指針を出した背景

そもそも、なぜ「保育要領」に「家庭の保育」が組みこまれたのだろうか。その謎を解くために、ここでは二つの方向からアプローチを試みたい。

① 保育観の混迷

まず、「保育要領」が編まれた背景をたどっておく必要があるだろう。

前史として、第2次世界大戦は看過し得ない。子どもの育ちに関わる側面から捉えた場合のこの時代の特殊性は、1940年に保育や教育に関して「児童ノ健全ナル育成ヲ図リ国本ノ培養ニ努ムルハ喫緊ノ要務ナル」(下線は田澤)⁽⁶⁾という表現がなされたことから明らかである。ここでいう「国本」とは、日露戦争後の地方改良運動における農地改良で使われた用語である⁽⁷⁾。それが子どもに関する事項に転用されたことは、子どもを一人の人格ではなく土壌と同等に価値づけするという、この時代に特有の児童観をよく示している。同様に、「児童ノ健全ナル育成ハ国家発展ノ基礎……人的資源ノ涵養ハ方ニ当面ノ急務ナリ」(下線は田澤)⁽⁸⁾という資源になぞられる児童理解にも注目しなければなるまい。「戦時体制下にあつては、特に戦局が重大化してくると、幼稚園と託児所の差はほとんどなくなり、両者を一丸として国策に協力しようという気運が高まった。……また福岡県では、十八年一月、「生産増強対策ノ一途トシテ幼稚園ノ施設ヲ保育所ニ転用スルノ件」の通牒を出し、三万円近い経費をもって幼稚園を保育所に転用している。」(下線は田澤)⁽⁹⁾ともいわれたように、幼児の保育が「生産増強」と結びつけて関心をもたれ、一人ひとりの育ちという文脈とは全く異なる家庭人の勤労働員の視点から幼児教育の効用が論じられた。

この時代には、家庭の保育に対する関心もなかった訳ではない。後に「保育要領」の策定委員に名を連ねた内山憲尚は、1941年に『国民保育要義』を刊行しているが、内山はこの書のなかで幼稚園に子どもを通わせる母親の組織化について論じて「要は母親を第一目標」「母の会の仕事は「子供の教育上」幼稚園と母との提携に外ならない」⁽¹⁰⁾と述べている。また、東京都戦時託児所設置基準(1945年)のなかにも、「保育責任者(家庭婦人)」⁽¹¹⁾という表現が確認できる。しかし、いずれも人数的に限られた施設利用児童の母親のみに対する視線に過ぎず、母親への働きかけに幼児理解を求める意図はみられずに資源としての幼児を無事に育成するという観点からの言及に留まっている。

以上にみたように戦時中にも頻りに論じられた幼児の育成論は、単に幼児という生物体の育成であつて、幼児の人となりやをどのように育むのかは話題に上っていない。

敗戦により社会が大混乱状態に陥ったことは指摘するまでもない。しかしながら、ここでは、児童福祉法案が議論された記録のなかから同時代の当事者たちに混乱に対する自覚的な認識があり、それが児童福祉に取り組む原動力となったことを確認しておきたい。

法案審議に際する「議案の要旨」では、この法律案が「戦時戦後における社会的混乱と経済的事情の悪化に即応し」、「現今の極度に混乱している社会情勢に鑑み」⁽¹²⁾て提案されると説明された。この趣旨は、時代が1951年まで下った時に、最高裁判所の田中耕太郎長官が「戦時及び戦後の社会的混乱が児童の心身におよぼした悪影響はもとより、測り知ることのできないものがあるのであります」⁽¹³⁾と振り返っていることとも合致する。

社会的混乱は、当然ながら一般の家庭も混乱に陥れた。幼稚園が学校種のなかに位置づくもとなつた教育刷新委員会の席上で倉橋惣三が発言した内容から、家庭の混乱が透かしてみえる。倉橋はいう。「躰を家庭に委せてよいかどうかということ、これは理想から言えば委せるべきじゃないか、家庭がそういうことを中心になるべきでしょうが、現在の家庭にそれを求めることは無理ではないか、……方法としては社会教育的方法によって実質的には家庭教育を少しでもよくするようにしていかなければならんと思う。……」(下線は田澤)⁽¹⁴⁾ この時代、家庭に子どもの躰を委ねることができないほどに、家庭は疲弊し、子育てに関する価値基準を失っていたということだろう。

この背景は、同じ委員会における、学校における学級経営が話題になった場面での牛山栄治の発言からも窺い知ることができる。牛山は、「今までのような個人の尊厳を侵すママことになり易い教育は排除しておりますから、それに代るべき新しい躰をどうするかということについて先生方自身非常に迷ってやりにくくなっておる点がありますが……」(下線は田澤)⁽¹⁵⁾ と述べ、子どもたちの行動規範を大人が示すことの困難さを指摘している。

この時代特有の困難は、こうした混乱が単に混乱として起こるのみならず、同時に全く新しい理念と制度を積極的に受容して確立させていくことが社会的に要請されていたことにあるだろう。いわば、今日の保育新制度を遥かに凌ぐ新制度のただなかにあったといえる。

保育の領域では「新しい保育理念」として「平和主義・民主主義・国際親善・個性の尊重・自由保育・創造教育」⁽¹⁶⁾ が打ち出されたが、ここに保育の理念として民主主義が掲げられ、その具体的方法論に連なる個性の尊重が併記されていることが注目される。民主主義は、保育においてどのように具現化されると考えられたのだろうか。同じ頃、「保育要領」制定に携わった旧文部省の事務官は、「民主的教育の温床として幼児教育は明らかに、新教育法の中に確固たる地歩を与えられるに至った」(下線は田澤)⁽¹⁷⁾ と実感をもって述べている。民主的教育を実現するためには、まず保育が具体的に民主的でならねばなるまい。こうした期待のなかで、指針や指導書が切望されるのは当然であろう。

1951年に児童憲章が制定された時に田中耕太郎最高裁判所長官が述べた次の挨拶の一節には、新しい制度が家庭に求めるものと、それを受け止めかねている家庭のギャップが如実に表されている。

「……終戦後満五年を経た今日、なお児童の福祉が、かえりみられず、……このことは一に戦後の思想的および制度的変革に対応する一般国民の保護者としての心構えが十分にできていないためであると申しても過言ではないと思うのであります。」(下線は田澤)⁽¹⁸⁾

だからこそ、児童憲章が必要だということを田中が続けて次のように説明するのと丁度同じように、保育要領も子どもに向き合う大人の指針として求められていたことは納得される場所である。

「われわれは、ひとり、わが子の親としてばかりでなく、ひろく一般児童の保護者として、す

みやかに新憲法の精神にそう正しい児童観を身につけて、児童の健全な育成に努めなければなりません。……児童に関する憲法の精神は、児童福祉法、学校教育法、労働基準法、少年法等によって、一応明らかにせられてはいるのでありますが、これらの法律は、いまだ一般の国民には十分に親しまれていないばかりでなく、各自がこれらの法律の精神を社会生活の上に具現して行くことは、必ずしも容易なことではありません。このときにあたって児童憲章が、保護者として、児童をいかに考え、いかに取り扱い、いかに導いていくべきかを率直に、かつ平易に定めておりますことは極めて時宜に適したものであり、これによって真に近代的な民主主義国家の保護者としての正しい自覚と指針を身につけることができるものと確信する次第であります」(下線は田澤)⁽¹⁹⁾

1951年5月5日の子どもの日を期して準備された児童憲章であるが、家庭に関する条項は、その草案段階では、「3. すべての児童は、正しい愛情と理解をもった家庭において育成せられる。……」⁽²⁰⁾であったのが、成案では「2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ……」と、若干の変化がみられている。

最初、「正しい愛情と理解をもった家庭」と家庭を方向づけるような文言であったものが、現時点で「正しい愛情と理解をもった家庭」などどれほど実在するのだろうかという疑念から、まずは「家庭」でありさえすればそれに価値を置き、その後に家庭が「正しい愛情と理解と技術を備えるようにはたらきかけていこう」という趣旨で、「家庭に」に変更された。また、審議のなかでは、金森徳次郎議長から「『技術』ということは？」と質問があり、草案の取りまとめ役を担った石山修平委員が「親が子供を育てる技術という意味である」と応じたところ、さらに藤本武委員から「『技術』ということばをとったらどうか」という否定的な意見が出されるという場面があった。石山委員が「正しい愛情も知識も技術が必要である」と抗弁したことに加え、同じく草案をまとめた高島巖委員が「母親が子供を育てるのには『愛情』だけでは育てられない。それには『知識』が必要である。その知識には『技術』が必要である」と演説して、成案に「正しい愛情と知識と技術」の文言が残った経緯がある⁽²¹⁾。戦後の新制度下における家庭での子どもの養育に対して、戦前・戦中との異質性が明確に意識化されており、それを知識・技術といった従来の子育て文化とは馴染まない要素を積極的に取り込もうという新しい動きと、その動きにはついていききれていない層とのギャップが明白に浮かびあがる⁽²²⁾。

以上にたどってきたように、この時期、家庭の混乱は収束しておらず、直前期の継承し得ない幼児理解と古い時代の行動様式とのなかで「非常に困っている」状態であって、何らかの指針が求められている社会状況であった。

② 数量的な事情

なぜ「保育要領」に「家庭の保育」が入ったのか、もう一つの側面から考えてみたい。

戦中期・戦後期の幼稚園と託児所・保育所の普及状況を見てみよう。まず幼稚園であるが、1943年は、園数が2,076園、この時の園児は、就園率にすると9.62%であった⁽²³⁾。それが敗戦直後の1946年度の統計によると、園数にして1,305園に減少し、園児数は143,702人であり、これは就園率にすると5.59%となるという⁽²⁴⁾。まさに「戦争は幼稚園の普及を一挙に十年前に逆もどりさせたといえる」⁽²⁵⁾といった状況であった。

次いで託児所であるが、1944年には、託児所数が2,184カ所、児童数178,385人であったものが⁽²⁶⁾、1946年度には、託児所数が873カ所と減り、児童数が68,961人となっている⁽²⁷⁾。

戦中の混乱期において、戦時託児所が幼稚園や託児所にとって変わられたことはよく知られている。この戦時託児所については、東京都：1944年「公立167カ所（受託児8600人）、私立270を数え、無認可の施設をふくめると総数600カ所、受託児三万数千人におよんだ」⁽²⁸⁾というものの、従来の幼稚園と託児所との合計を遥かに超えるような規模にまで発展したとはいえない。

以上が、当時の幼児教育や保育を担う施設を利用していただいた児童の数量的状況である。戦争による減少もさることながら、実はそれ以前にも、幼稚園と託児所を合わせて該当する年齢児童の1割5分程度の就園率がやっとという普及状況であったことに留意しておきたい。

このようでありながら、1947年の教育刷新委員会においては、倉橋ら幼稚園関係者は、幼稚園については可能であれば4、5歳児、それが無理でも5歳児のみの義務化を希求し、年齢の低い幼児については養護性が高いとして「保育所」と名称を明言しないまでも幼稚園とは機構を違える保育施設を想定した発言を行った⁽²⁹⁾。就学前に施設での集団保育を経験する幼児はごくわずかなマイノリティであって、大多数は在家庭であるという現実と著しい乖離があることは、無論、承知の上で理想論をぶち上げたのである。

未就学児の多くが集団保育を経験していない現実にあって、原則として就学前の集団保育を経験する社会構造への変革を求めていく志向性をもつ場合、従来の多数派を形成する在家庭層へのアプローチなしには目的は果たされまい。しかも、その在家庭層には、躰も覚束ない価値基準の混乱が広く蔓延しているのである。子どもの育ちの状況を早急に改善させることを企図すれば、それが本来的には幼稚園の運営を司る指針文書だとしても、幼稚園のみならず保育所・託児所・家庭までを視野に入れての方針を示さねば実質的な意味はない。

理念的背景があり、さらにこうした数量的な事情が存在したことで、国から幼児の家庭に対してなされた働きかけの妥当性が説明される。

5. 「保育要領」における「家庭の保育」

それでは、「保育要領」のいう「家庭の保育」の中身についてみてみたい。

「保育要領」の骨子となる内容を提案したヘレン・ヘファナンは、この時GHQ民間情報部教育部顧問であった、カリフォルニア州初等教育局長である。ヘファナンがGHQへの着任を要請された際に現職を退くのではなくポストに就いたままの日本行きを条件にしたことは知られているが、この一件が物語る通り、ヘファナンの本国アメリカでの幼児教育・初等教育に関する仕事と、日本における「保育要領」編纂をはじめとするGHQメンバーとしての成果と、さらに帰国後の本国で取り組まれた仕事との間に齟齬はみられない⁽³⁰⁾。ヘファナンが示した10項目にわたる「就学前幼児のために望ましい日々」の9番目に「九 おとなの理解ある指導」⁽³¹⁾とあるように、ヘファナンの主張は、教師に限らず大人の「幼児理解」が保育の基盤であり、幼児の特性に母親が無理解だと保育の効果が上がらないと危惧する点で一貫している。これが「保育要領」の精神である。

こうしたヘファナンの主張に、「保育要領」策定委員会のメンバーがこぞって共感・共鳴の姿勢を示したことは、「保育要領」の内容の一貫性を保障する上で幸運であったと考えられる。委員長の倉橋惣三が、保育内容に関する発言のなかで「保育要領に盛られている考え方は、僕が三十年前に考えていたことなんだよ」⁽³²⁾と述べたことは有名な逸話になっている。倉橋をして示させた我が意を得たりといった賛同ほどでないにしても、「保育要領」策定の事務局として旧文部省から参加していた中谷も、「……吾々は理想を実現する為に今を知らねばならない。今を知ることは幼児の心身の発育の程度と幼児その者を知らねばならない」⁽³³⁾と、真の幼児理解を求めるヘファナンの主張を自説として述べるようになっており、さらに所轄の学校教育局青少年教育課長であった坂元彦太郎は、戦後の幼稚園に関して「『教育』ではなく『保育』としたことを説明するなかで、『保育とは保護育成の略であると、はっきり定義することによってこのことばを残し、幼児時代の特質を現わすこととし、おとなからの保護や世話と、幼児自身の伸びるのを助けることが一体的に行なわれることをいおうとしたのである』」と述べている。ここでの坂元の説明によれば、「『保育』は英語では take care and educate と訳されていた」という⁽³⁴⁾。

幼児の特性理解を理念として想起するに留まらず、積極的に家庭へ働きかける姿勢を示したのは、策定委員の一員であり、策定委員に選定された後に旧厚生省に入省して後に初代の保育課長を務めた吉見静江である。吉見は、保育所の保母を対象に編んだ『保育所の生活』のなかで、「家庭の保育」への働きかけを以下のように記述している。

「一 家庭の責任 ……家庭には無関心、無能力、無理解というような状態のものもあるわけで、そう簡単に協力をうる事は困難な場合もある事はすでに御承知の通りですが、そこにもケース

ウオークの技術をもちいて、その家庭の人々の理解の現状に立って、そこから一步一步ほぐして行く事が必要なのです。……子供の生活指導にはぜひ家庭をおいてきぼりにしないで協力体制をとっていただきたいのです。なぜならば、子供は所詮家庭の子であって、何年かの後には家庭の責任のみにおいて指導されるものでありますから、保育所が手を取りあっていける間に、幾分でも、子供の理解者の側に立つものとして指導しておいて頂きたいのであります」（下線は田澤）⁽³⁵⁾

つまり、家庭の混乱や新しい時代の保育理論や幼児理解に対する無知への課題意識を越えて、ここへきて初めて、具体的に混乱している家庭をどのように支援したらよいか描かれようとしている。引用箇所次ぐ「二 家庭のしつけ」では、「家庭の指導の第一は、子供の行動への理解をもたせる事であります」⁽³⁶⁾とあり、「保育要領」に著されるヘファナン理論と一致する。

それでは、以下に「保育要領」の文言に添いながら内容の検討を行いたい。

まず、「まえがき」は、「昔から、わが国には子供をたいせつにする習慣があるといわれているが、よく考えてみると、ほんとうに幼い子供たちにふさわしい育て方や取り扱い方が普及していたとはいえないであろう」と過去への反省から書き起こされている。ここで反省されている内容は、例えば「三 幼児の生活指導」の「子供を盲愛して、いつまでも赤ん坊扱いをしていたこと」があたりとみられる⁽³⁷⁾。そこで、「幼児の特質がどんなものであるかをよくわきまえ」ることが必要とされているが、その対象として「幼稚園における教師」「いろいろの施設において幼児保育に当たっている人々」「家庭の母親たち」が挙げられている。さらにその理論的根拠としては、「三 幼児の生活指導」でさらに「民主的社会生活の基礎」としての保育、そのための幼児理解という図式が描かれている。

家庭に要求する幼児理解とそれに基づく保育の内容は、高い。「七 家庭と幼稚園」における記述によれば、例えば「食事」については「子供の体質的に要求する栄養の差異を知り、適当な処置をとること」と栄養学知識の上に個々の幼児への観察と洞察とを不可欠とする食事の提供が求められるなど、父母に専門職と同等の知識と実践が要求されている。自ずと父母にはそのための教育機会が必要であるが、「適切な父母教育の計画をたてることは、幼稚園や保育所の任務の一つである」と、父母に対する幼児理解の教育研修は幼稚園や保育所の保育機関が担うことが期待されている。

「家庭の保育」は基盤となる保育であり、幼稚園や保育所は家庭の保育を補う存在として位置づけられている一方で、新しい時代の「家庭の保育」には知識と技術が必要であってそのための学習機会が必要であり、家庭に対する父母教育は幼稚園や保育所が担う、という構造が示されている。

6. むすびにかえて

今回の検討で明確になったことを整理しておきたい。

第1に、1947年の学校教育法・児童福祉法制定当時において、「保育」は施設保育に限らず、家庭の保育を包含した用語であることが確認された。家庭の保育が、むしろ領域としては最も広く汎用性のあるものと考えられていた。この用語遣いは、旧文部省、旧厚生省の行政における枠組みに関わらない。

第2に、保育という語は、施設か家庭か、集団か個人かでは線引きがなされない一方で、1947年以降に用いられる場合に、愛情、知識、技術を要する、意識的な子どもへの新たな関わり方を指していることであることが明らかになった。このことは、すなわち、後に第5次法改正（1951年）で加筆された「保育に欠ける」の文言における保育についても、この新しい時代の家庭の保育が念頭にあると考えられることを意味する。

第3に、「保育要領」における保育論は、大人に対する、幼児理解と意識変革の要求が主であることが確認された。言い換えれば、子育てをめぐる保護者自身や家庭としての事情を汲もうという姿勢が顕著な今日の子育て支援の発想は、ここでの保育論には読み取れない⁽³⁸⁾。倉橋が述べるところの「社会境遇によらない」⁽³⁹⁾ということは、あくまで子どもに対する配慮姿勢であり、社会的境遇によらない様々な家庭や母親に対する支援や働きかけを意味しない。家庭の保育も、純粋な、子どもに対する愛情に加えての、幼児理解の知識や技術論であった。

第4に、「保育要領」における保育論では、「すべての子ども」⁽⁴⁰⁾の生活が想定されている。言い換えれば、乳幼児であるという括りだけで、どの子どもに対しても成立し得る保育論があると考えられている。つまり、社会境遇によらない様々な家庭や母親に対する支援や働きかけは、別の論理のなかにある。

今回の検討で得られたこれらの知見は、今後の児童福祉法における保育所保育制度研究にどのように生かされ得るだろうか。保育所における保育の理解に立ち返って考えてみれば、吉見が「保育所が手を取りあっていける間に」というように、これが家庭支援アプローチであり、その鍵概念は吉見がいうようにケースワークだろう。それが、今日の保育所保育を形成しているものであり、今日「すべての子育て家庭」で求められているものであるに相違ない。これについては次の検討課題としたい。

注

(1) 田澤薫 2015 「「すべて児童」の保育—子ども・子育て支援新制度から考える—」 聖学院大学論叢 28-1 95-105

田澤薫 2013 「保育の制度変革をめぐる史的検討—児童福祉法における措置制度と公的責任論を手が

- かりとして」 聖学院論叢 26-1 15-28
- 田澤薫 2011「幼保一元化の可能性に関する史的検討」 保育学研究 49-1 18-28
- (2) 「1条2項 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。(Every child shall have the equal opportunity for the security of life and loving care.)」に着目した。：田澤薫 2015「『すべて児童』の保育—子ども・子育て支援新制度から考える—」 聖学院大学論叢 28-1 95-105
- (3) 厚生省児童家庭局編『改訂 児童福祉法 母子及び寡婦福祉法 母子保健法 精神薄弱児福祉法の解説』時事通信社 1991 15
- (4) 吉見静江 1954『保育所の生活指導』赤城書房 17
- (5) ヘファナンが示した英文メモがそのまま「保育要領」の骨組みとなったことはよく知られている通りである。：日本保育学会 2010『日本幼児保育史第4巻』フレール館 61
- (6) 中央社会事業委員会への厚生大臣諮問事項 1940年6月29日
- (7) 「国本培養に関する建議案」第22回帝国議会, 1906年
- (8) 「時局下児童保護ノ為特ニ急施ヲ要スベキ具体的方策ニツイテノ中央社会事業委員会答申」1940年9月15日：児童福祉法研究会 1978『児童福祉法成立資料集成上巻』ドメス出版 333-334 所収
- (9) 文部省 1981『学制百年史』帝国地方行政学会
- (10) 内山憲尚 1941『国民保育要義』東洋図書株式会社 268
- (11) 宍戸健夫 1988 275
- (12) 「児童福祉法案（内閣提出）に関する報告書 1947年10月25日」児童福祉法研究会 1979『児童福祉法成立資料集成下巻』ドメス出版 124
- (13) 田中耕太郎 1951「最高裁判所長官祝辞」（1951年5月5日）厚生省児童局 1951『児童憲章制定記録』中央社会福祉協議会
- (14) 「教育刷新委員会第二特別委員会 第二十回議事速記録 1947年11月14日」（日本近代教育史料研究会 1997『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第六巻』岩波書店 484）
- (15) 「教育刷新委員会第二特別委員会 第二十回議事速記録 1947年11月14日」（日本近代教育史料研究会 1997『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第六巻』岩波書店 483-484）
- (16) 日本保育学会 2010『日本幼児保育史第6巻』日本図書センター 103-107
- (17) 中谷千蔵 1947「学校教育基本法に幼稚園が規定せられる迄」 幼児の教育 1947年7月 9
- (18) 田中耕太郎 1951「最高裁判所長官祝辞」（1951年5月5日）厚生省児童局 1951『児童憲章制定記録』中央社会福祉協議会 107
- (19) 田中耕太郎 1951「最高裁判所長官祝辞」（1951年5月5日）厚生省児童局 1951『児童憲章制定記録』中央社会福祉協議会 107
- 戦後の思想的・制度的変革によって、児童観は「新憲法に沿う」新しいものに変容したが、それについていけない子育てで家庭の大人は少なくなかったとみえる。児童憲章の格調高くもきわめて実質的で具体性に富んだ原則の各項目は、そうした保護者たちに向けた子育てのテキストだったのである。
- 今回の「保育要領」の検討作業のなかで、自ずと、児童憲章へとつながった。旧文部省が心を傾けた「保育要領」と厚生省が取り組んだ児童憲章は、異なる事業のようで、実は同じ課題を担われている。
- (20) 第1回児童憲章草案小委員会における決議に基き作成せられた石山委員案
- (21) 子ども向けの書物のなかでも、「最近では、どこの国でも、こどもを育てる技術がさかんに研究され、こどもの扱いかたで、よい方法と、わるい方法が、ハッキリと見わけがつけられてきました。……その大切な技術を、いろいろと知っておくのが、これからのおとなたちの務めであります」（吉沢千秋 1952『うれしい児童憲章』児童憲章実践普及会 75）というように、子どもの養育の話題が技術と関連させて説明されている。

- ②2 厚生省児童局 1951「第三回児童憲章草案準備会小委員会議録 1951年4月23日」『児童憲章制定記録』29-30
- ②3 日本保育学会 2010『日本幼児保育史第4巻』フレーベル館 17
- ②4 日本保育学会 2010『日本幼児保育史第6巻』日本図書センター 61
- ②5 日本保育学会 2010『日本幼児保育史第6巻』日本図書センター 59
- ②6 日本保育学会 2010『日本幼児保育史第4巻』フレーベル館 25
- ②7 1946年度については、統計として不十分な面がある。(日本保育学会 2010『日本幼児保育史第6巻』日本図書センター 67)
- ②8 宍戸健夫 1988『日本の幼児保育—昭和保育思想史—上』青木書店 275-276
- ②9 ただし、同時期に、旧厚生省関係者は児童福祉法の保育所は年齢によらず幼稚園と併置を想定していたと考えられる
- ③0 帰国後に刊行した書籍にも同じ主張が認められる。: Helen Heffernan, Vivian E. Todd, 1960 “The Kindergarten Teacher” 1960 D. C. Heath and Company 85
- ③1 ヘフアーナン, ヘレン 1947「現代幼稚園教育の発達」幼児の教育 1947年4月 5-8
- ③2 山下俊郎聞き取り: 日本保育学会 2010『日本幼児保育史第6巻』日本図書センター 252
- ③3 中谷千蔵 1947「学校教育基本法に幼稚園が規定せられる迄」幼児の教育 1947年7月 11
- ③4 宍戸健夫 1989『日本の幼児保育—昭和保育思想史—下』青木書店 34
- ③5 吉見静江 1954『保育所の生活指導』赤城書房, 下線は田澤
- ③6 家庭の幼児理解に変化をもたらす手法が吉見の表現の通り「ケースワークの技術」によるものだとすると、家庭の保育に対する実際上の働きかけは、幼稚園よりもむしろ保育所に期待される領域であることが、ここですでに方向づけられているということもできるだろう。: 吉見静江 1954『保育所の生活指導』赤城書房 162-163
- ③7 「幼い子供たちにふさわしい育て方や取り扱い方」を身につけるためには、「幼児の特質がどんなものであるかをよくわきまえ」る必要がある。これが必要な対象として、「幼稚園における教師や、いろいろの施設において幼児保育に当たっている人々や、家庭の母親たち」と従来の発想よりも遥かに枠を広げて一般化した設定を行ったことに、この「保育要領」の真骨頂はある。
- ③8 これは、平成になって政府が刊行している家庭教育手帳の発想とも異なるものである。
- ③9 倉橋惣三 1954「子供讃歌」:『倉橋惣三選集第1巻』所収 フレーベル館 1965
- ④0 倉橋が述べるころの「社会境遇によらない」ということを意味する。: 倉橋惣三 1954「子供讃歌」:『倉橋惣三選集第1巻』所収 フレーベル館 1965

本稿は、2015年度科学研究費(基盤研究C)「近現代日本社会における保育の公的責任性に関する史的研究」の助成を受けて行っている研究の成果の一部を、2015年8月の日本教育学会の大会で口頭発表(「第二次大戦後における「家庭の保育」をめぐる一考察—1948年「保育要領」を手がかりとして—)したものをもとに、その場での議論を踏まえまたその後の研究成果を加えて大幅に修正した上でまとめたものである。

Domestic Childcare in “*The Childcare Point: Preschool Education*” (1948):
What is Childcare?

Kaoru TAZAWA

Abstract

The Japanese childcare system is changing now. More emphasis is being placed on support for parents, rather than on activities for children, and on childcare at home.

This article focuses on “domestic childcare,” using “*The Childcare Point: Preschool Education*” (Ministry of Education, 1948) to examine domestic child care. As a result of this examination, four points become clear. First, “childcare” is a term which includes “domestic childcare” as well as facilities for childcare. Second, childcare includes awareness that children need love, knowledge, and techniques that nurture their consciousness. Third, childcare in “*The Childcare Point*” requires adults to understand infants and help children with consciousness-raising. Fourth, childcare includes the lives of all children and employs logic that is totally different from childcare support based on social circumstances.

Key words: “*The Childcare Point: Preschool Education*” (1948), the Child Welfare Law, childcare, understanding infants, Helen Heffernan